

事業名	労使関係調整費	財務コード (事業)	105204
-----	---------	---------------	--------

細事業名	勤労者ふれあい支援事業費
------	--------------

担当部課室	産業労働 部 労政雇用 課 労政 担当 (内線)	4807
-------	--------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 H16 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助(日本労働組合総連合会山梨県連合会)		
事業の目的	誰(何)を対象に 勤労者	その対象をどのような状態にして 交流事業により一体感を醸成するとともに、就労環境に係る情報の提供と啓発により労働に関する知識を深めることができる。	結果、何に結びつけるのか 勤労者の生活の充実
	事業の内容 ※主に23年度 ○山梨県勤労者ふれあい事業補助金 ・補助金の概要: 日本労働組合総連合会山梨県連合会が開催する、広く県民を対象に行われ、勤労者の福祉に資するふれあい事業に助成 ・補助先: 日本労働組合総連合会山梨県連合会 ・補助率: 1/2 ・補助限度額: 50万円 ・補助対象経費: 勤労者ふれあい事業に要する経費 平成23年4月29日に勤労者ふれあい事業を実施する予定であったが、東日本大震災の影響により事業を自粛した。 ※平成23年度は、未実施となったことから、平成22年度実績及び24年度実績に基づき評価を実施 ※平成24年4月28日実施した勤労者ふれあい事業の参加者数は2,000人程度であった。		
根拠法令等	山梨県勤労者ふれあい事業補助金交付要綱		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	参加者数	2,000人	2,000人	-	2,000人	2,000人	目標設定の考え方 過去の実績を参考にしている。
	活動指標達成率 (実績値/目標値)			0.0 %			データの出典等 過去の実績を参考にしている。 また、23年度は東日本大震災を受け、ふれあい支援事業の対象となるイベントは自粛したため実績値はなしとなっている。
成果指標	成果指標達成率 (実績値/目標値)			%			目標設定の考え方 データの出典等
	決算額、予算額 (千円) うち一財額	500	0	0	500	500	
所要時間(直接分)	9 時間	0 時間	0 時間	9 時間	9 時間		
所要時間(間接分)	時間	時間	時間	時間	時間		
所要時間計	9 時間	0 時間	0 時間	9 時間	9 時間		
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	18	0	0	18	18	成果指標によらない成果 平成22年度と24年度のふれあい事業の開催は、勤労者同士の一体感を醸成や、勤労者と家族との交流の場を提供しており、勤労者福祉の向上に寄与した。	

III これまでの事業の見直し・改善状況

--

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること 平成23年度の事業の開催は、東日本大震災の影響により自粛したため、平成22年度と24年度の状況で評価したが、双方とも見込値2,000人に対して、2,000人の実績が得られ、見込値どおりの活動量があった。
d	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること ふれあい事業の開催は、平成23年度は東日本大震災の影響により自粛したが、平成22年度及び24年度については、ふれあい事業が開催され、勤労者同士の一体感の醸成や、勤労者と家族との交流の場を提供しており、勤労者福祉の向上に寄与していたことから、意図した成果はほぼ上げている。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目
有	これまで事業を通して、勤労者と家族との交流の場を提供することで、勤労者福祉の向上に寄与し、意図した成果を上げてきたが、リーマンショックを契機として経済低迷が続いており、就職・就労環境は厳しくなっている。このため、事業の内容について、家族との交流の場を提供する事業(勤労者ふれあい事業)だけでなく、「就職支援推進事業」や「就労環境づくり啓発事業」にも積極的に取り組んでいく必要がある。	d

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	これまで、勤労者と家族との交流の場を提供することで勤労者福祉の向上に寄与してきたが、経済の低迷が続き、就職・就労環境が厳しくなっていることから「就職支援推進事業」や「就労環境づくり啓発事業」にも積極的に取り組んでいくよう補助対象事業者に要請した。 その結果、次年度より弁護士による労働相談や就労に関する情報提供等を行う「就労環境づくり啓発事業」を実施することに対して補助金を交付することとなった。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。